

## 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

## 規 則

○事務委任規則の一部を改正する規則

(人事課)

ページ

○老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

(長寿社会政策課)

## 訓 令 甲

○事務決裁規程の一部を改正する訓令

(人事課)

## 規 則

事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年四月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第六十二号

事務委任規則の一部を改正する規則

事務委任規則(昭和三十五年宮城県規則第七十七号)の一部を次のように改正する。

第五号第五号中ルをトとし、同号又中「第百十五号の六」を「第百十五号の七」に改め、同号又を同号レとし、同号レの次に次のように加える。

ソ 第百十五号の十六第二項の規定による市町村長相互間の連絡調整及び指定地域密着型介護予防サービス事業者に対する助言その他の援助

ツ 第百十五号の二十六第二項の規定による市町村長相互間の連絡調整及び指定介護予防支援事業者に対する助言その他の援助

ネ 第百十五号の三十二第二項から第四項までの規定による業務管理体制の整備に関する事項の届出等の受理

ナ 第百十五号の三十三第一項の規定による介護サービス事業者に対する報告及び帳簿書類の提

出等の命令並びに介護サービス事業者等に対する出頭の要求、質問及び立入検査  
第五条第五号中リをヨとし、同号ヨの次に次のように加える。

タ 第百十五号の六第一項の規定による指定介護予防サービス事業者等相互間の連絡調整及び指定介護予防サービス事業者等に対する助言その他の援助

第五条第五号中チをカとし、トをウとし、同号ウの次に次のように加える。

ワ 第百十一号の二第一項の規定による指定介護療養型医療施設の開設者等相互間の連絡調整及び指定介護療養型医療施設の開設者等に対する助言その他の援助

第五条第五号中へを又とし、同号又の次に次のように加える。

ル 第九十九号の二第一項の規定による介護老人保健施設の開設者等相互間の連絡調整及び介護老人保健施設の開設者等に対する助言その他の援助

第五条第五号中ホをチとし、同号チの次に次のように加える。

リ 第八十九号の二第一項の規定による指定介護老人福祉施設の開設者等相互間の連絡調整及び指定介護老人福祉施設の開設者等に対する助言その他の援助

第五条第五号中ニをへとし、同号への次に次のように加える。

ト 第八十二号の二第一項の規定による指定居宅介護支援事業者等相互間の連絡調整及び指定居宅介護支援事業者等に対する助言その他の援助

第五条第五号中ハをニとし、同号ニの次に次のように加える。

ホ 第七十八号の六第二項の規定による市町村長相互間の連絡調整及び指定地域密着型サービス事業者に対する助言その他の援助

第五条第五号口の次に次のように加える。

ハ 第七十五号の二第一項の規定による指定居宅サービス事業者等相互間の連絡調整及び指定居宅サービス事業者等に対する助言その他の援助

## 附 則

この規則は、平成二十一年五月一日から施行する。

老人福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年四月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第六十三号

老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

老人福祉法施行細則(昭和三十九年宮城県規則第二号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第二項中「又は様式第三十五号の有料老人ホーム廃止(休止)届」を削り、同条に次の一項を加える。

3 法第二十九條第三項の規定による届出は、様式第三十五号の有料老人ホーム廃止(休止)届によつて行わなければならない。

様式第三十三号中「第28条第5項」を「第29条第6項」に改める。

様式第三十五号中「したので」を「したいので」、「第28条第2項」を「第29条第3項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十一年五月一日から施行する。  
(経過措置)

2 改正後の老人福祉法施行細則第二十二條第三項及び様式第三十五号の規定は、この規則の施行の日から起算して一月を経過する日以後にその事業を廃止し、又は休止する有料老人ホームの設置者(老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第二十九條第一項の規定による届出をした者)をいう。以下この項において同じ。)について適用し、同日前にその事業を廃止し、又は休止した有料老人ホームの設置者については、なお従前の例による。

訓 令 甲

○宮城県訓令甲第十七号

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年四月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事務決裁規程の一部を改正する訓令

事務決裁規程(昭和三十五年宮城県訓令甲第二十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一保健福祉部長の介護保険室に係る専決事項の項中、「(第百十五條の七)」を、「(第百十五條の八)」に改め、同項フ中、「(第百十五條の八)」を、「(第百十五條の九)」に改め、同項中テをアとし、ウからエまでをキからチまでとし、同項ム中、「(第百十五條の二十九)」を、「(第百十五條の三十五)」に改め、同項ムを同項ウとし、同項ラの次に次のように加える。

ム 介護サービス事業者に対する報告、公表及び措置命令(第百十五條の三十四)

別表第一介護保険室長の専決事項の項中オをキとし、ツからノまでをマからサまでとし、同項ソ中「(第百十五條の三十四、第百十五條の三十六)」を、「(第百十五條の四十、第百十五條の四十二)」に

改め、同項ソを同項ヤとし、同項レ中、「(第百十五條の三十四)」を、「(第百十五條の四十)」に改め、同項シを同項クとし、同項タ中、「(第百十五條の二十九)」を、「(第百十五條の三十五)」に改め、同項タを同項オとし、同項ヨ中、「(第百十五條の六)」を、「(第百十五條の七)」に改め、同項ヨを同項ラとし、同項ラの次に次のように加える。

ム 市町村長相互間の連絡調整及び指定地域密着型介護予防サービス事業者に対する助言その他の援助(第百十五條の十六)

ウ 市町村長相互間の連絡調整及び指定介護予防支援事業者に対する助言その他の援助(第百十五條の二十六)

エ 介護サービス事業者に対する報告及び帳簿書類の提出等の命令並びに介護サービス事業者等に対する出頭の要求、質問及び立入検査(第百十五條の三十三)

ノ 厚生労働大臣に対する権限の行使の要求(第百十五條の三十三)

別表第一介護保険室長の専決事項の項中カをネとし、同項ネの次に次のように加える。

ナ 指定介護予防サービス事業者等相互間の連絡調整及び指定介護予防サービス事業者等に対する助言その他の援助(第百十五條の六)

別表第一介護保険室長の専決事項の項中クをソとし、同項ソの次に次のように加える。

ツ 指定介護療養型医療施設の開設者等相互間の連絡調整及び指定介護療養型医療施設の開設者等に対する助言その他の援助(第百十一條の二)

別表第一介護保険室長の専決事項の項中ケをトとし、同項トの次に次のように加える。

タ 介護老人保健施設の開設者等相互間の連絡調整及び介護老人保健施設の開設者等に対する助言その他の援助(第九十九條の二)

別表第一介護保険室長の専決事項の項中カをフとし、同項フの次に次のように加える。

カ 指定介護老人福祉施設の開設者等相互間の連絡調整及び指定介護老人福祉施設の開設者等に対する助言その他の援助(第八十九條の二)

別表第一介護保険室長の専決事項の項中リを又とし、同項又の次に次のように加える。

ル 市町村長相互間の連絡調整及び指定地域密着型サービス事業者に対する助言その他の援助(第七十八條の六)

リ 指定居宅介護支援事業者等相互間の連絡調整及び指定居宅介護支援事業者等に対する助言その他の援助(第八十二條の二)

別表第一介護保険室長の専決事項の項子に次のように加える。

リ 指定居宅サービス事業者等相互間の連絡調整及び指定居宅サービス事業者等に対する助言その他の援助(第七十五條の二)

別表第六保健福祉事務所の地域事務所長の専決事項の項第一号中ルをヲとし、同号又中「(第百十五條の六)」を「(第百十五條の七)」に改め、同号又を同号レとし、同号レの次に次のように加える。

ソ 市町村長相互間の連絡調整及び指定地域密着型介護予防サービス事業者に対する助言その他の援助(第百十五條の十六)

ツ 市町村長相互間の連絡調整及び指定介護予防支援事業者に対する助言その他の援助(第百十五條の二十六)

ネ 業務管理体制の整備に関する事項の届出等の受理(第百十五條の三十二)

ナ 介護サービス事業者に対する報告及び帳簿書類の提出等の命令並びに介護サービス事業者等に対する出頭要求、質問及び立入検査(第百十五條の三十三)

別表第六保健福祉事務所の地域事務所長の専決事項の項第一号中リをヨとし、同号ヨの次に次のように加える。

タ 指定介護予防サービス事業者等相互間の連絡調整及び指定介護予防サービス事業者等に対する助言その他の援助(第百十五條の六)

別表第六保健福祉事務所の地域事務所長の専決事項の項第一号中チをワとし、同号ワの次に次のように加える。

カ 指定介護療養型医療施設の開設者等相互間の連絡調整及び指定介護療養型医療施設の開設者等に対する助言その他の援助(第百十一條の二)

別表第六保健福祉事務所の地域事務所長の専決事項の項第一号中トをルとし、同号ルの次に次のように加える。

コ 介護老人保健施設の開設者等相互間の連絡調整及び介護老人保健施設の開設者等に対する助言その他の援助(第九十九條の二)

別表第六保健福祉事務所の地域事務所長の専決事項の項第一号中ヘをリとし、同号リの次に次のように加える。

ク 指定介護老人福祉施設の開設者等相互間の連絡調整及び指定介護老人福祉施設の開設者等に対する助言その他の援助(第八十九條の二)

別表第六保健福祉事務所の地域事務所長の専決事項の項第一号中ホをヘとし、同号ヘの次に次のように加える。

ト 市町村長相互間の連絡調整及び指定地域密着型サービス事業者に対する助言その他の援助(第七十八條の六)

チ 指定居宅介護支援事業者等相互間の連絡調整及び指定居宅介護支援事業者等に対する助言その他の援助(第八十二條の二)

別表第六保健福祉事務所の地域事務所長の専決事項の項第一号ニの次に次のように加える。

ホ 指定居宅サービス事業者等相互間の連絡調整及び指定居宅サービス事業者等に対する助言その他の援助(第七十五條の二)

附 則

この訓令は、平成二十一年五月一日から施行する。